

教職員の働き方改革取組指針『概要版』

1 指針について

(1) 本指針の位置付け

本指針は、福岡県教育委員会及び県立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体の取組等を示すとともに、市町村教育委員会及び市町村立学校においても、「教職員の働き方改革」に向けて取り組んでいただきたい内容を示したものです。

福岡県教育委員会は、市町村教育委員会に対して、本指針を踏まえ、県と同様に働き方改革に取り組むよう働きかけるものとしします。

(2) 指針の趣旨・目的

教職員の働き方改革は、教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること
- ② 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

2 目 標

数値目標の設定について

教職員の働き方改革の実現のため、令和3年度からの目標を以下のように設定します。

目標 令和3年度から令和6年度までの4年間で、時間外在校等時間（超過勤務）を年360時間以内（月45時間以内）とする。 ※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

緊急の課題として、月80時間超の時間外在校等時間の解消に取り組む。

※ 「在校等時間」とは、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

[基本とする時間]
○在校している時間

[加える時間]
①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
②在宅勤務の時間

[除く時間]
③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による）
④休憩時間

その上で、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」という。

- 平成31年1月に全県立学校に導入したICカードによる勤務時間管理システムにより、各個人で自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努めてください。

管理職は所属職員の勤務の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めてください。

3 具体的な取組について

次の4つの観点で、抜本的な取組を実施します。

〈4つの観点〉

- (1) 教職員の意識改革、(2) 業務改善の推進、(3) 部活動の負担軽減
- (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教職員の意識改革

① 勤務時間の適正な把握

■ 取組内容・・・業務従事時間を全県立学校で記録します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 県立学校に導入したICカードによる勤務時間管理システムにより、勤務時間の適正な把握を行います。(平成31年1月から導入)
- 県立学校に導入した年休・特休等の休暇申請・決裁システムにより、出勤簿を電子化し、年休・特休等の休暇申請、出勤簿の整理などの負担軽減を図ります。(令和元年12月から導入)
- 勤務時間の適正な把握に係る通報窓口を設置し、適正な把握の徹底を図ります。

② 定時退校日の設定

■ 取組内容・・・定時退校日を設定します。(実施主体：学校)

- 県立学校において、定時退校日を毎週1日とします。
- 原則として、毎週水曜日を定時退校日とします。ただし、学校の実情により、これにより難しい場合は他の曜日に変更することも可能とします。

③ 学校閉庁時刻の設定

■ 取組内容・・・学校閉庁時刻を設定します。(実施主体：学校)

- 県立学校において、やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなりすぎないように、学校を閉庁する時刻を設定します。(設定の目安 全日制 20時 ※ 学校の実情に応じて設定)

④ 学校閉庁日の設定

■ 取組内容・・・学校閉庁日を設定します。(実施主体：学校)

- 県立学校において、長期期休業期間中に学校閉庁日を設定することで、年休取得等の推進を図ります。
- 各学校の実情に応じて、年間最低3日(平日)を目安に設定します。
※設定例 夏季休業期間中(8月13日～16日)、冬季休業期間中(12月27日、28日)

⑤ 時差通勤の推進・在宅勤務の実施

■ 取組内容・・・時差通勤を推進し、在宅勤務を実施します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 職員のワーク・ライフ・バランスの推進及び効果的な校務運営を実現するため、時差通勤を推進します。これにより、曜日ごとに遅番の職員を定めるなど、いわゆるシフト制が可能になります。また、一定の要件を満たす場合、教育活動に支障のない範囲で在宅勤務を実施します。

⑥ 管理職の意識改革(研修の実施・人事評価の見直し)

■ 取組内容・・・管理職に対して長時間勤務の改善についての研修を実施し、また、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。(実施主体：教育委員会)

- 管理職研修において、長時間勤務の改善の取組についての研修を実施します。
- 校長による長時間勤務改善の取組を業績評価において適正に評価します。

⑦ 保護者・地域住民の理解・啓発

■ 取組内容・・・教職員の働き方改革の取組、定時退校日などについて保護者・地域住民に理解してもらう取組を実施します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 県教育委員会・学校のホームページに定時退校日・部活動休養日等について掲載します。
- 保護者向けチラシ(リーフレット)を作成し配布します。

(2) 業務改善の推進

① 業務改善の推進

■ 取組内容・・・個人・学校等の単位で、それぞれ業務改善を進めます。

(実施主体：教育委員会・学校)

- コロナ禍により縮小された会議や行事等について、その必要性を精査し、今後の業務改善につなげます。
- 県立学校においては、個人、学校等の単位で会議や学校行事の見直しなどの業務改善を「公立学校における教職員の働き方改革推進ハンドブック（令和3年3月）」などを参考に実施します。
- 学校及び教師が担うべき標準的な業務について、福岡県立学校管理規則等を整備し、その明確化・適正化を図ります。
- 業務改善推進に係る提案窓口を設置し、さらなる業務改善のための取組を研究します。

② 授業準備等の支援

■ 取組内容・・・学校運営・授業準備に活用できる情報の提供、共用等を推進します。

(実施主体：教育委員会・学校)

- 県教育委員会は教職員の授業準備や教材研究に係る時間を軽減するために、教材や指導案等の情報提供を充実します。
例 県教育委員会のホームページ等に、各種資料を掲載し、指導の負担軽減に取り組みます。
- 学校において、教材の共同開発や共用等を推進し、授業準備の効率化を図ります。

③ 学校のICT化

■ 取組内容・・・ICTの活用により業務の効率化を進めます。(実施主体：教育委員会・学校)

- 県立学校において次の取組を実施します。
 - ・生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理する「統合型」校務支援システムの活用により各学校の校務を標準化し、業務の効率化を進めます。
 - ・教員間の情報共有のための学校用グループウェア及び校外の関係者との情報共有のためのメール連絡網の使用を定着させ、校務の効率化を推進します。
 - ・学習活動において教員が効果的にICTを活用していくことができるよう、ICT支援員などの外部専門スタッフを配置することで活用にあたって生じる新たな業務の負担軽減を図ります。
 - ・学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を推進します。

④ 調査の削減

■ 取組内容・・・学校・市町村教育委員会に対する調査を見直します。(実施主体：教育委員会)

- これまでの見直しに加えて、学校、市町村教育委員会等に対する調査を継続的に見直します。

⑤ 事業の削減

■ 取組内容・・・教育委員会が実施する事業を見直します。(実施主体：教育委員会)

- 教職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から、事業の見直しを継続的に実施します。

⑥ 文書事務の見直し

■ 取組内容・・・文書事務を見直します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 文書事務を簡素化し、負担軽減を図ります。
 - ・電子メールの活用、不要な回覧、決裁を減らし事務処理の迅速化を図ります。
- 押印の義務付けを見直し、業務の効率化を図ります。

⑦ 基本研修・管理職研修の見直し

■ 取組内容・・・教職員研修の体系化を進め、見直します。(実施主体：教育委員会)

- 研修の体系化を進め、教職員の負担軽減という観点も含め、基本研修・管理職研修の見直しを実施します。
- 「中堅教諭等資質向上研修」について、定められた期間に教員免許状更新講習の必要領域を履修した者に対しては、負担軽減措置として研修の一部を免除します。

⑧ 学校徴収金収納業務等の省力化の推進

- 取組内容・・・学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。(実施主体：教育委員会・学校)
- 学校徴収金の口座振替による収納等を促進します。

⑨ 学校給食費の公会計化等の推進

- 取組内容・・・学校給食費の公会計化等を推進します。(実施主体：教育委員会)
- 令和元年12月1日現在、10市町村で学校給食費の公会計化等が実施されていますが、他の市町村に拡大するよう努めます。

⑩ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減

- 取組内容・・・勤務時間外の電話対応や当番制業務の改善に向けて研究します。(実施主体：教育委員会・学校)
- 勤務時間外の電話対応、当番制業務等の在り方について、教職員の負担軽減の観点から研究します。

(3) 部活動の負担軽減

① 部活動休養日の設定

- 取組内容・・・部活動休養日を設定します。(実施主体：教育委員会・学校)
- 部活動休養日を設定します。
 - ・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
 - ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
 - ・学校閉庁日は、原則として部活動は実施しない。

② 部活動指導員の配置

- 取組内容・・・部活動指導員を配置します。(実施主体：教育委員会・学校)
- 単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置します。(平成30年度から配置)
- 中・高等学校等は、原則、学校休業日の活動に、特別支援学校は平日の活動に配置します。

(県立学校における課外授業について)

■ 見直しの方向性

- ① 課外授業の位置付けを明確化するとともに、実施の在り方(時間、内容、手続き等)を見直します。
- ② 各学校において生徒・保護者のニーズを踏まえ、新たな学習サービスの活用も含め、効果的かつ効果的な課外授業の在り方について多角的に検討します。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用

- 取組内容・・・スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等の活用を促進します。(実施主体：教育委員会・学校)
- いじめ・不登校等、学校現場の様々な課題については、その要因が多様化・複雑化して学校(教職員)だけではその解決が困難になっています。
県教育委員会では、学校(教職員)が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の心理や福祉等の専門家(専門スタッフ)を学校に配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備しチームとしての学校機能を強化します。

② 学校問題解決支援窓口の設置

- 取組内容・・・学校問題解決支援窓口を設置します。(実施主体：教育委員会)
- 県立学校について、学校で生じた問題を専門スタッフに相談できるよう体制の充実を図ります。

③ 事務職員の機能強化・学校運営への参画

■ 取組内容・・・事務職員の機能強化、学校運営参画の取組を研究・推進します。

(実施主体：教育委員会)

- 市町村立学校事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務等の軽減を図ります。
- 県立学校事務職員について、学校運営に参画する意欲の向上を図る研修を実施します。また、県立学校事務職員の事務機能の強化及び業務改善の取組に係る情報共有化を図り、事務職員の学校運営参画を推進します。

④ コミュニティ・スクールの推進

■ 取組内容・・・コミュニティ・スクールの導入促進と運営充実を支援します。

(実施主体：教育委員会・学校)

- 小・中学校等において、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入促進と運営充実について支援します。

⑤ 地域学校協働活動の推進

■ 取組内容・・・地域学校協働活動を推進します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 小・中学校等において、地域と学校の連携のもと、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で学び合い、未来を担う子どもたちの成長を支え合う地域をつくる取組となる「地域学校協働活動」が全国的に動き出しており、県教育委員会でもこの取組を推進しています。

⑥ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進

■ 取組内容・・・通学路における安全確保、安全対策を推進します。(実施主体：教育委員会)

- 小・中学校等において、教職員の負担軽減も踏まえ、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進します。